

日本におけるスクールカウンセラーの潮流

ー過去、現在、そしてこれからー

寺田 道夫

(心理学科)

要 約

1995年4月、各都道府県の公立小中学校及び高等学校154校にスクールカウンセラーが配置された。その後、事業は拡大し、今年で丁度、30年目を迎えた。戦後の民主化が進む中、学校は、いじめや非行、不登校等、児童生徒の心の健康をめぐる問題に対して、生徒指導及び教育相談体制の下で教師が一丸となって取り組んできた。文部省（現在の文科省）は、何故、新たにスクールカウンセラーを学校に配置しようとしたのか。本論では、事業の拡大・推進に直接関わってきた岐阜県臨床心理士会の学校臨床心理士コーディネーターの立場から、背景及び目的、当初の成果と課題について述べる。

キーワード：スクールカウンセラー、活用調査研究、機能的活用

はじめに

筆者は今年で通算して12年間、岐阜県内の公立学校のスクールカウンセラー（School counselor；以下、SCと略称）として任用され、従事してきた。SCが学校に初めて配置されたのは1995年だった。この制度が学校に定着するまでには長い年月を要し、岐阜県教育委員会（以下、県教委と略称）を始め、市町村教育委員会（以下、市町村教委と略称）、そして、配置された学校にとっても多くの課題が山積していた。特にSCをどのように機能的に活用すれば、児童生徒の心の健康の回復や維持、増進に向けた取り組みができるのかといったことを常に考え取り組んでこられた。このことに対し、岐阜県臨床心理士・公認心理師協会の会員の一人として敬意を表したい。

尚、筆者はSC調査研究が始まった1995年から2005年まで、岐阜県臨床心理士会（現岐阜県臨床心理士・公認心理師協会）の学校臨床心理士コーディネーターとして、担当理事（初代の岐阜県臨床心理士会会長）の丸井澄子氏及び鈴木壮氏と共に本事業の推進に直接関わってきた。事業の開始から拡大・推進にあたってどのような経緯があり、成果や課題がみられたかをここに述べることは、SCの活用事業及び任用制度が今後さらに進展していくためのあるべき姿を展望する上で一石を投じることができると思う。

岐阜県のSCは事業開始当初は、臨床心理士の有資格

者が大半であった。しかし、近年は、2018年9月に誕生した国家資格である公認心理師のみを有する方もSCとして任用されるようになった（実際には両方の資格を有する人が多い）。

文部科学省初等中等局（2022）は、2021年度の小中学生の不登校数が24万数千人に上ったことを公表した。この驚くべき数値は、2020年の春から日本全土に広まった新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことが推測される。しかし、そのことを疫学的に検証できるのはまだ先のことになるだろう。

学校における児童生徒の心の健康をめぐる問題は時代と共に多様化し、いつの時代においても学校や家庭での対応の難しさは変わらない。もちろん、現代に限らず、戦前においても、学校だけでなく地域社会において児童生徒は、いじめや暴力、窃盗等、様々な反社会的問題行動を起こしていたという事実がある（子ども事件簿参照）。戦後の日本の民主化が進む中、貧困に起因する児童生徒の問題行動は多発し、その都度、社会問題化した。そのため、心理的側面から児童生徒の問題行動を理解し、支援するため、一時、学校に教師カウンセラーを配置する動きも見られた（氏原・村山, 1998）。しかし、その試みは後述するように頓挫した。

その後、学校教育相談に関する知識や技法を習得するための専門的な研修を受けた教師が、教育相談係や登校拒否対策指導教員、いじめ対策及び不登校対策等のポス

トに就き、児童生徒や保護者の面接を行うなど、学校において教師カウンセラーとしての役割を果たしてきた（長坂, 1998）。このように、既存の揺るがない学校の生徒指導及び教育相談体制の下で様々な問題に数十年間、対応してきたわけである。では、何故、学校に SC という新たなスタッフが加わるようになったのか。SC の活用事業が始まった当初、どのような背景や経緯及び課題があったのか。また、SC として学校に配置された学校臨床心理士等に対してどのような役割が期待されたのか。以下、本論の中で順に述べることにする。

尚、本論文の記述に当たっては、公表された資料や文献を基に論述しており、個人が特定されることがないように配慮した。

I SC 配置に至る契機と事業拡大の推移

1. SC 配置の契機

学校に SC を配置する事業が始まったのは、調度 30 年前である。1994 年 12 月の通常国会の予算委員会で、都道府県ごとに 1 校選出し、2 年間の調査協力校とした「SC 活用調査研究」として 1 億円の予算が計上された。その直後の 1995 年 1 月 17 日の早朝に起きた阪神淡路大震災をきっかけに本会議で急遽 3 億円の予算が承認された。4 月から都道府県ごとに 3 校、全国 141 校、震災直後の兵庫県下の小中学校 13 校、計 154 の公立小中学校及び高校に 2 年間、SC を配置し、活用による成果と課題を明らかにするための研究委託事業がスタートした（大塚, 1997）。尚、調査研究費用は全額国庫補助が充てられた。

表 1 SC の配置の推移（丸井・寺田, 2000）

項目/年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000
全国(校)	154	553	1065	1661	2015	2250
配置校数						
岐阜県(校)	3	8	10	12	11	13
予算規模(百万円)	307.00	110.00	217.40	327.80	355.20	400.60
SCの配置人数(岐阜県)	6	17	19	23	17	22
SCの述べ人数(岐阜県)	6	25	36	42	40	39
学校臨床心理士の割合(%)	100	100	74	91	70	95

2. SC の活用及び配置事業の拡大と財源確保

SC 活用調査研究委託事業の規模は年々拡大し、その後も SC の配置校は増え続け、予算も大幅に増額された（表 1 参照）。数年間の研究を通して、SC 活用の効果及び課題が検証されて、事業の拡大の必要性が客観的に裏付けられた。2001 年度からは名称も「SC 等活用事業補助（拡充）」となり、事業経費は国庫補助が半分、あとの半分を各都道府県が支出することとなった。2005 年度

には全国全ての公立中学校への SC の配置が実現した。なお、2008 年度以降は、支出経費の三分の一のみ国庫補助が充てられることになった。そのため、事業の拡大と共に、都道府県等自治体の経済的負担が増大し、財政的に豊かな県や市とそうではないところでは、SC の勤務条件等で格差が生じるようになった。

尚、いじめ問題の深刻さが増し、増え続ける登校拒否に対する施策の充実及び拡大に伴い、SC 事業は、以下のような事業の一部に位置付けられ、今日に至っている。

- ・ 2009 年度～2012 年度：学校・家庭・地域の連携協力進事業の一部
- ・ 2013 年度～2016 年度：いじめ対策等総合推進事業のメニュー
- ・ 2017 年度以降：いじめ対策・不登校支援等総合推進事業のメニュー

3. SC の職務の法的位置づけと待遇改善の動き

SC の職務内容は、2017 年 4 月 1 日の学校教育法施行規則の改定により、第 65 条の 2 の以下の文言にあるように「スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する」（中学校及び義務教育学校では「小学校の部分を読み替えること」）、法的に明確に位置づけられた。また、公立学校に勤務する SC は当初から地方公務員法に規定された非常勤嘱託員であり、地方公務員としての服務規定を順守することが義務付けられた。しかし、非常勤嘱託員の待遇改善を図るため、2020 年 4 月に地方公務員法の改正に伴い、SC も含めたこれまでの非常勤嘱託員は「会計年度任用職員」と名称が改められた。ここに至るまでに 30 年間の歳月を要し、SC が心理職の職域の 1 つとして確固たる地位を得ることができた意義は大きい。さらに、愛知県の名古屋市（2014 年より）や弥富市（2023 年より）、及び徳島県内の一部の高校（2017 年～2018 年）のように常勤の SC を採用したり、常勤化の有効性と課題を検証したりする動きもみられる（文科省, 2022）。

II SC の活用調査研究の始まり 背景と経緯及び課題

1. 1990 年当初の学校を巡る子どもの心の問題

公立の小中学校及び高校に SC を配置する動きは、どのようにして始まったのか。筆者が初任教員として小学校に赴任した 1974 年度当初、いきなり生徒指導部傘下

の「教育相談係」を拝命した。業務として明確な規定はなく、例年行う知能検査の実施を他の教師に周知する程度で、もちろん、勤務校において当時は登校拒否に該当する事例は皆無だった。いわゆる非行やいじめ等の問題行動への対応は管理職の指示の下、生徒指導担当者が中心的役割を担っていた。それから数年後、岐阜県内はもちろんのこと、全国各地の多くの中学校で「校内暴力」が蔓延した。当時、筆者は某中学校の生徒指導主事として、荒れる中学生たちと対峙し、校内で孤立した苦い経験がある。

文部省は児童生徒の校内暴力及び非行の防止について全教師が一丸となり生徒指導に取り組むよう通達を出した（文部省, 1980）。学校は、児童生徒の逸脱行動の早期発見及び指導のため、チームで校内及び周辺地域を巡視したり、警察や保護者とも連携して対応しようとした。しかし、その後も収まる兆しはみられず、小学校においても校内暴力が多発するようになった。それと随伴し、1983年度以降、いじめによる自死や被害者が加害者を刺殺するなどの重大事件が相次いで起き、いじめ問題が深刻さを増した（教育資料庫, 2023）。そのため、文部省は、指導の充実を図るため、学校に対して「いじめの問題の解決のためのアピール」を通達した（文部省, 1985）。

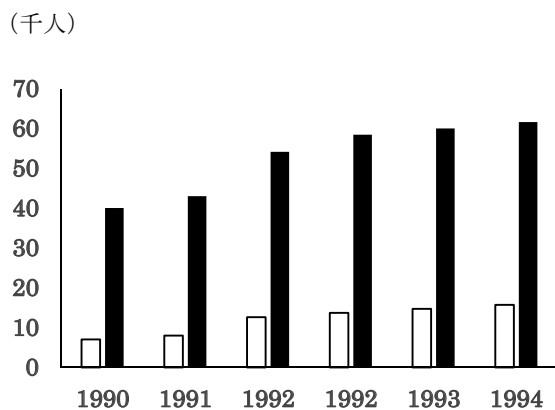


図1 登校拒否の推移

翌年2月には、「葬式ごっこ」や「唐傘連判状」等、級友や教師による陰湿ないじめに遭い、加害者の実名入りの遺書を残し自殺した「鹿川君事件」が起きた。かくして学校におけるいじめ問題が大きく社会問題化した。同様の陰湿ないじめによる自殺や、いじめられた被害者による加害者への報復事件はその後を絶たなかった。当時、マスコミ等で大きく取り上げられたいじめ事件と

して、「山形マット死事件」（1993）、そして、「大河内清輝君事件」（1994）などがある。いじめによる自殺の多くは中学生であるが、小学生のいじめによる自殺も当時、数件見られた（教育資料庫, 2023）。

いじめ問題とは別に、1980年代に入ると、中学生の登校拒否数が年々増加し、1990年度以降、さらに急増し始めた（図1参照）。

2. 学校及び教育行政機関等の取り組み

戦後の混乱期の最中、1950年代に入り怠学傾向ではなく、神経症傾向による「登校拒否」もしくは「学校恐怖症」の児童生徒の事例が増え始めた。そのため、児童相談所や医療機関において相談や治療及び心理療法等が行われるようになった（藤掛, 1959; 佐藤, 1959; 高木, 1959・1962・1963）。その後、登校拒否に関する著書も多く出版されるようになった（鷺見ら, 1960; 佐藤, 1968・1996; 稲村, 1994）、また、日本心理学会や日本教育心理学会（1959年創立）、日本臨床心理学会（1964年創立）等、諸学会において登校拒否の事例発表が目につくようになった。

文部省は、児童生徒の様々な問題行動に対処するため1965年に都道府県の教育委員会に「教師カウンセラー」の配置を促した。当時、ロジャーズ（Rogers, C.R.）のカウンセリング理論が日本にも広く知れ渡るようになり、学校の教師にもこの考え方が普及し始めていた。しかし、相談室での個別の相談方法は、生徒指導や教師の学級指導とは相いれないという考え方が主流を占め、取り組みはすぐに消滅した（安藤・増井, 2021; 栗原, 2002）。

1970年代に入ると、様々な問題行動や登校拒否児童生徒に対する教師の危機意識は高まりつつあった。そのため、1975年には学校の主任の制度化に伴い、中学校や高校に生徒指導主事が明確に位置づけられ、問題行動や登校拒否事例に対して中心的な役割を果たすようになった（学校教育法施行規則, 第70条）。岐阜県内においても、1984年に地域カウンセラーの設置、1991年には登校拒否対策指導主事及び登校拒否対策教員の配置、教育相談専門医による巡回教育相談等も行われるようになった。

また、中学校や高校において教育相談に関する校内研修や文部省及び都道府県教育委員会主催の教育相談に関する研修や講座に多くの教師が積極的に参加するようになった。さらに、都道府県ごとに設置されている教育センター等の公的機関では、いじめ問題や登校拒否に関する電話相談窓口を設けたり、面接室での相談を行っ

たりしていた。それとは別に、登校拒否児童生徒を学校以外の箇所に通わせ、学校復帰のための支援を行う「適応指導教室」を開設する都道府県や市も年々増えた（文部省, 1992）。

文部省及び各都道府県の教育センター等においては、センターの専門研修員等による助言や指導の下、小中学校及び高校の教員による登校拒否に関する教育臨床的研究が積極的に行われてきた。そこでは、事例検討に基づいた諸理論の構築や対処方略等が解明されてきた。その研究成果と課題は、各センターが発刊する研究紀要の中でみごとに集約されており、今日の不登校問題の理解や対処法を検討する上でも多くの示唆が得られる貴重な研究の集積と言える（文部省中学校課内生徒指導研究会, 1985；寺田, 2018）。

文部省は、各都道府県及び指定都市の教育センターで相談や支援された事例を基に「登校拒否の指導・相談事例集」（1985・1988）等を刊行し、教育現場での登校拒否の指導に活用するように促した。

このような教育現場や医療機関及び児童相談所での登校拒否事例の理解や支援は、意義あるものであった。しかし、年々、急増する中学校のいじめ問題や登校拒否問題を解消するにはほど遠かった。そのため、文部省の協力者会議においても心の専門家として SC を学校に外部から入れることについて提言された。ただ、当時はまだ心の専門家としての資格認定制度の確立が不十分であったことや、配置のための事業の予算化が難しかったため実現には至らなかった（文部省, 1992；村山, 1997）。

3. SC 活用調査委託事業の始まり

①臨床心理士の誕生と SC 配置委託事業の関わり

心の専門家としての臨床心理士資格の誕生

ここにおいて、新たな動きが見られた。それは、医療や福祉、司法領域等で心理臨床業務に従事している人達が待ち望んでいた「臨床心理士」という資格認定制度の誕生である。これは、医師や看護師、精神保健福祉士等といったような国家資格ではなく、日本心理学会、心理臨床学会、精神分析学会等 19 の学術研究団体に支えられて 1988 年に発足した公益財団法人である日本臨床心理士資格認定協会（1990 年に文部省認可）が心の専門家としての資質を有することを認定する公的資格を指す。

勿論、当初は、医療及びその他の相談機関において長年、心理面接や心理検査によるアセスメント及び心理療法といった心理業務に携わってきた多くの者は、所属機

関の長の証明書と心理業務に関する履歴書のみによる審査で「臨床心理士」の資格を取得することができた。また、臨床経験年数等が一定の基準に満たない者は、一定期間、臨床心理業務に従事した後に所属長の承認を得て、書類審査と資格試験を受けることで「臨床心理士」の資格を取得することができた（筆者もその一人）。なお、有資格者は、5 年ごとに一定の研修の実績を同協会に報告し、資格更新する必要がある。

時同じくして、1995 年 1 月 17 日の早朝、起きた阪神・淡路大震災の際、全国各地から多くの臨床心理士等が罹災者の心のケアに関わったことで一躍、心の専門家としての「臨床心理士」という名称が社会的に認知されるようになった。さらに、神戸市で起きた中学生による猟奇的殺傷事件（1997 年）が学校に大きな衝撃を与え、心の専門家である SC の配置の拡大を強く願う声が高まったことはいうまでもない。

「臨床心理士」資格が生まれたことで、学校に SC として関与する臨床心理士を「学校臨床心理士」と名づけ、SC として活用する動きが急速に早まったことは事実である。当時、日本臨床心理士の会長であった河合雄雄氏は、文部省の担当者との協議の場で「それではうち（日本臨床心理士会）でやりましょう」と提言されたというエピソードを講話の場で直接聞いたことがある。もちろん、SC として学校臨床心理士のみが配置されたのではなく、当初から、発達心理学等、子どもの心理に関する講義を担当する大学教員及び精神科医も SC の任用条件に明記されていた（文部省, 1995）。

②SC 事業の推進ネットワークづくり

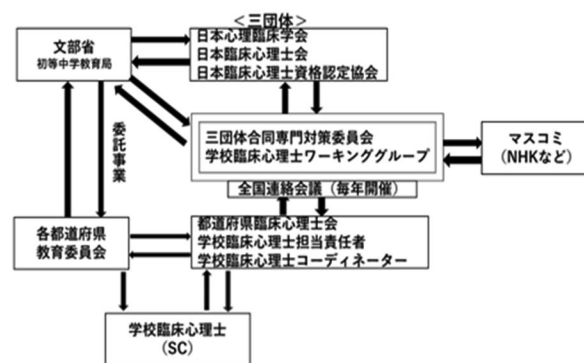


図2 SC 事業推進のためのネットワーク

図2は、SC の活用調査委託事業を推進するためのネットワークである（学校臨床心理士ワーキンググループ、

1997)。三団体及びその傘下の合同専門対策委員会及び学校臨床心理士ワーキンググループが文部省と密接な連携を図りながら SC 事業の今後の推進の方向性や現状と課題について情報を共有する。一方、都道府県の臨床心理士会から選出された学校臨床心理士担当理事及びコーディネーターとも連携を密にするため、毎年、連絡会を開催し、文部省の意向を伝えたり、都道府県ごとの実情を交流したりする場が設けられた。ここにおいて、SC 事業の夜明けを迎えることになった。

③SC の職務内容

文部省から提示された SC の職務内容及び 2 年間の調査研究内容は以下の通りであった（文部省、1995）。

SC の職務内容

- ・児童生徒のカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他の児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの

調査研究内容

- a. 二次・三次予防的な SC の活用
 - ・いじめや校内暴力等の問題行動
 - ・登校拒否や高等学校中途退学者等の学校不適応
 - ・その他生徒指導上の諸課題
- b. 一次予防的な SC の活用
 - ・問題行動等を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方
- c. 校内組織への SC の位置づけ
 - ・SC を生徒指導に関する校内組織等に適切に位置付けるよう工夫し、その効果的な活用を図る。

なお、SC は校長等の指揮監督の下で上記の職務を遂行することと明記されていた。

ただ、これらを見る限り、SC の職務内容は実に漠然としたものであった。そのため、該当校は、独自に学校が直面している生徒指導上の問題行動や課題に対して SC をどのように活用すれば良いかを考え、検証するため、具体的な研究計画を立てて取り組んだ。2 年間の研究成果と課題を冊子にまとめ、文部省に実績報告書と共に提出することが課せられた。

勤務時間は、年 35 週、週 2 日、1 回あたり 4 時間を原則としたが、週 1 回あたり 8 時間や月 32 時間というように弾力的な活用もできることが示された。

④研究の委託及び SC の選考と任用

研究委託期間は、原則 2 年間とし、SC の任用の基本的な流れは以下のものである。

- ・都道府県教育委員会は、SC を選考する（後述）
- ・文科省から委託を受けた都道府県教育委員会又は市町村教育委員会は、勤務日時等を考慮して、選考された者から SC を任用し、調査研究に従事させる。

1995 年の 2 月、日本臨床心理士会より岐阜県臨床心理士会に担当理事及びコーディネーターの選出を依頼する文書が届いた。岐阜県臨床心理士会の理事会でこの依頼事項について協議し、学校臨床心理士担当理事は、丸井澄子会長が兼ね、コーディネーターには教職経験を有する筆者が選出された。

その後、4 月 10 日付けで文部省は各都道府県あてに学校臨床心理士の派遣等に関する正式の通達がされた。なお、各県の研究希望校は 4 月 12 日までに文部省に報告することとされた。そして、当日には県教育委員会の担当者から正式に岐阜県臨床心理士会の丸井会長に連絡が入り、同日、担当者が会長に事業の概要の説明（事業の目的、内容、配置校）を行い、今後の進め方について協議が行われた（丸井・寺田、2000）。

岐阜県臨床心理士会と県教育委員会は、当初から連携を取り合い事業の推進にあたった。担当理事とコーディネーターは、早速、派遣する学校臨床心理士の候補者の選定作業に入った。候補に挙がった臨床心理士は、全員、常勤職であり、職場の管理者の理解の有無、勤務日数及び勤務時間の調整の難しさも危惧された。そのため、派遣を依頼する臨床心理士の負担を軽減することや、学校における SC による相談業務が円滑に遂行できるようにと願い、1 校当たり、2、3 名の臨床心理士を充てることにした。候補者の中には、事前の打診の際に、職務との関係で、SC としての勤務が難しいとの理由で断られることもあった。最終的に承諾が得られた 6 名の臨床心理士を SC の候補者として県教育委員会に報告したのは 5 月 23 日であった。

しかし、県内においても配置校における SC 事業の開始の足並みは揃わず、全ての SC の配置が完了したのは 7 月になってからであった。そのため、実際の所、初年度の SC 事業は 9 月スタートとなった。以上のことから、学校側及び SC 側の双方に混乱や戸惑いがあったのは事実である。だが、3 校とも、年度途中からではあったが、SC の効果的な活用方略を模索しながら 1 年数カ月の間、取り組まれた。その歩みは、「スクールカウンセラー活用

調査研究」等の冊子としてまとめられ、文部省に提出された。

⑤研究課題の明確化と相談体制

文部省が県教委を通して配置校に周知した SC の職務内容及び学校に課せられた研究内容は先に述べた通りである。それに基づいて各配置校は、学校の実情に応じて独自の研究課題を明らかにし、年間計画を策定することになった。それゆえ、研究終了後に各配置校が作成した冊子は、多岐に渡る記載内容となった。

該当校が最初に取り組むべき課題は、現行の学校の運営組織に SC をどのように位置付けるかということであった。学校は従来、上記に述べた管理職の指導下、学習、生活、特別活動を中心とした指導部会と並行して生徒の問題行動に対処するための生徒指導委員会（部会）及び教育相談委員会等を基本としてきた。そこに SC をどのように位置付けるかが当面の課題となった。そのため、学校は、図 3 のように、これまでの指導体制に SC 連絡会議と SC の 2 つを付加した形で研究を推進することになった。

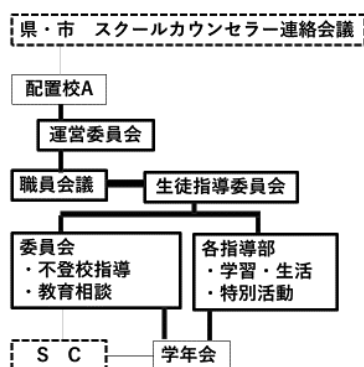


図3 SC活用の研究組織（例）

4. SC の活用の実際

①学校及び SC の双方に不安と戸惑い

岐阜県においても、本事業の開始が遅れたことで、学校側も SC 側にも様々な戸惑いがあった。幸い、初年度に選出された 6 名の SC は、医療・福祉領域で長年に渡り心理臨床業務に従事してきたいわゆる経験豊かな臨床心理士ばかりであり、学校のニーズに応じた柔軟な取り組みをされたことは言うまでもない。ただ、県教育委員会及び学校側にとっては、SC として配置された「臨床心理士」がいかなる資格なのか分からないまま、活用調査研究が始まったことは事実である。

それゆえ、管理職のリーダシップの下、スムーズに SC による児童生徒及び保護者に対するカウンセリングを行うことができた学校もあれば、管理職や教職員の SC に対する理解が容易に浸透せず、SC が相談室で終日待機したり、特定の児童生徒のみに SC が多くの時間関わり続けたりすることに、担任等が違和感を持つという事態も生じた。

それとは逆に、学校が SC と連携し、心理検査や児童生徒に対する「心の悩みアンケート」を実施し、児童生徒理解に努めたり、PTA の会合で、SC を紹介したり、保護者対象に講話を行った。さらに「不登校親の会」や「地区懇談会」に SC も出席するなど、積極的に SC を活用し、学校の教育相談活動の充実を図ろうとする動きも見られた。

この違いの源はどこにあるのだろうか。筆者も 10 数年間、SC として勤務してきたが、管理職は勿論のこと、教師と SC との連絡調整役である校内のコーディネーターの役割意識の高さの違いに拠ると言えるだろう。多くの場合、生徒指導主事または教育相談主任（係）、時には養護教諭がその任に充てられる。それゆえ、コーディネーターが、本事業の目的及び実践課題をどれほど理解しているか。また、SC として着任した臨床心理士とはいかなる心の専門家であるのか。このような事項について十分に理解しているか否かによって、児童生徒の心の問題の解決のための SC の活用方法は大きく違ってくるだろう。

SC 側にしてみれば、これまでの医療・福祉領域における心理臨床業務と違って、校長及び教頭等管理職の統括の下、教職員や児童生徒が日々生活する学校に突然入るということは初めての経験であり、経験豊かな SC ですら先ずは様子見の段階に留まらざるを得なかった。それゆえ、管理職を始め、担任や他の教師と SC の間には最初は大きな溝があったことは言うまでもない。

②成果と課題

本事業が開始された初年度は県内では小中高の 3 校が研究指定校であった。全国では 154 校に SC が配置された。配置期間は 2 年間で、配置校の SC はその任を解かれた。研究の成果と課題はまとめられ、文部省の担当課で集約され、次年度以降の事業拡充に反映された。県内においても県教育委員会主催の連絡会議の場で配置校による SC 活用の現状と課題について報告された。

A 校の成果と課題

学校

- ・登校拒否の児童生徒が多く、SC は児童生徒及び保護者との交流に努めてきたが、再登校に至った事例

は無かった。

- ・当初は教職員が SC と和むことが難しかったが、職員室内に SC の席を設けたことで、多くの教師が SC と話すことができるようになった。
- ・相談としては特に担任教師が多くなり、SC と安心して話せることで気持ちがすっきりできる。

SC

- ・着任当初は個人カウンセリングを考えていたが、校内でのカウンセリングは勤務してる
- ・施設と違い、学校の雰囲気飲み込まれ、とても緊張した。
- ・軽い事例は扱いやすいが、対処の効果の有無は分かりづらかった。しかし、担任から後になって SC の意図が理解できたという報告があった。
- ・2 年目に入り、職員室内で中堅の教師の相談に応じていると、若年の教師もその話し合いの輪に加わるようになった。

B校の成果と課題

学校

- ・1 年目は、不登校児童生徒のカウンセリングを中心に取り組んだ。
- ・学校の担当者が橋渡しをして、検査や心の悩み相談アンケートを実施した。
- ・2 年目は相談件数が増え、登校拒否の他、いじめや学校生活の悩み事など生徒本人の申し出による相談や保護者の相談も多くなった。
- ・SC に相談して、学級復帰したり登校拒否を未然に防いだりした事例や、校内を徘徊していた児童生徒が何回も SC のカウンセリングを受けるなど安らぎを覚える事例等があった。

SC

- ・学校に SC として入ったことで初めて分かったことが多くあり、教師と SC と共に理解できるようになったことで、却って言いづらくなった。
- ・児童生徒が SC に本音をすんなり話してくれることで、教師に返すことができる。
- ・保護者は面接場面で最初は学校への不満を言われるが、教師が対応の仕方を変えられたことで、児童生徒が落ち着き、保護者が安堵される場面があった。

C校の成果と課題

学校

- ・最初はどのような体制で取り組むか戸惑いがあったが、次第に学校全体が安心感を持つことができるよ

うになった。

- ・教室に入れない児童生徒に対して「甘え」という発想から抜けだせなかったが、SC による研修を通して、児童生徒の心を聴くことができるようになるなど、教師が力量を高めることができた。
- ・コーディネーターの立場からは、SC を児童生徒によりよく知ってもらうため担任に時間を割いてもらったり、学年集会で SC から話してもらったりするなど工夫をした。
- ・教育相談の大切さは概念的に分ってはいたが、学校に SC が入ったことで本当に生徒理解をすることの意義について目が醒めた。

SC

- ・学校側からの SC に対する「よくやっている」という評価を聞き、懐疑の気持ちもある。
- ・SC は教師ではないため評価されるという利害関係の外にいたので安心感があるかもしれない。
- ・SC と学校との関係は、余り仲良くしても、逆に疎遠になってもいけないのではないか。
- ・自発的来談を重視したため、相談室が特定の児童生徒の居場所となり、他の児童生徒が相談室にこれなくなった。
- ・不登校事例に SC として援助できなかったため、事例検討の会（ケースカンファレンス）の場を持つことも必要である。
- ・年度当初に相談者が多いことから、年度初めなど学年が変わる時にきちんとした対応をすることが大切である。
- ・1 年の時に来談経験があれば、学年が上がっても相談を動機づけることができる。

配置校は、事業開始当初は新たな相談体制づくりや、SC に対する戸惑いがあり、まさに試行錯誤の歩みの中で取り組まれたことが分る。ただ、事業開始の時期は諸般の事情から、遅れたものの SC を活用することで、教職員は勿論のこと、登校拒否やその他の問題に直面していた児童生徒及び保護者にとって新たな安心できる相談窓口となったことは明らかである。そのため、いずれの学校も 2 年間という研究期間の終焉に不安を持ち、SC の継続配置を願う要望が強かったことが分る。

なお、以下のような校内における SC の積極的な活用例（要望も含む）は、有効であり、その後の研究指定校のみならず、今日の SC 配置校にとっても参考となる。

児童生徒への SC の存在についての周知

- ・相談カードを用いたり、校内放送で SC を紹介したりする。
- ・教室訪問により児童生徒と触れ合う。
- ・全校集会、学年集会で講話をする。

相談体制の整備

- ・特定の曜日と時間を SC の相談日に当てる。
- ・相談室の図書、備品を整備し、SC が活用できるようにする。

教職員と SC との関係づくり

- ・職員室に机、椅子を置き、教職員と SC が触れ合える場を設ける。
- ・学年会、校内研究会、事例研究会（登校拒否等）に SC も参加してほしい。
- ・養護教諭と連携を密にし、児童生徒の情報を共有する。

保護者・地域との連携

- ・家庭教育学級や PTA 総会等で講話をする。
- ・地域の民生委員や主任児童委員等と連携する。

その一方で、以下のような様々な問題や課題が明らかにされた。

勤務条件を巡る問題

- ・SC の勤務条件の制約と相談及び研修を充実させることが難しい。
- ・児童生徒に相談意欲はあるが、SC の勤務時間の制約もあり、時間が不足する。
- ・SC の勤務時間と教師の職務との関係で、教職員との面談や研修日程の調整が難しい。
- ・SC が複数校配置の場合、勤務時間の調整や連携をどのようにすればよいか。

SC への要望事項

- ・生徒指導委員会や適応指導委員会及び相談員会にもぜひ SC も参加して欲しい。
- ・不登校児童生徒への SC による援助をぜひ期待したい。
- ・教育相談に関する資質向上のための研修（予防的・開発的教育相談等）を充実したい。

その他

- ・校区内の小学校や隣接校からの相談の依頼にどのように対応すればよいか。
- ・地区に臨床心理士の有資格者が少ないため、遠方地区に住む SC にとって移動が負担となった。

県教育委員会主催の SC 活用調査研究実施校の連絡会

議が初年度より毎年開催されるようになった。その結果、研究推進校の増加に伴う県内における本事業の成果及び課題がより明確になったことは明らかである（丸井・寺田, 1997）。

III 考察と展望

1. SC 活用調査研究委託事業の意義について

①教職員の戸惑いと不安

学校に SC が配置されるという事態は、明治時代の学制発足以来、未曾有のことであった。教師の教育指導に対する研鑽意識は高く、積極的な授業研究もおこなわれてきた。各学校においては、児童生徒のいじめや非行等の問題行動や登校拒否事例に対して、確固たる生徒指導体制の下で積極的に対応してきた実績があり、教師からは、それらの問題や事例に機能的に対応できるという自負を伺うことができた。それゆえ、生徒指導上の問題や教育相談の事例に新たに心理臨床の専門家である臨床心理士等の SC が加わること自体、とても大きな衝撃であり、導入にあたって教育現場では強い違和感を持たれたことは言うまでもない。

ただ、当初の研究目的は、「スクールカウンセラー活用調査研究」であり、文科省がこれまで行ってきた様々な研究指定事業の一つであった。しかし、他の研究指定事業と違い、県教委及び市町村教委は勿論、研究を委託された学校にとっても先進校の情報は皆無であり、まさに「0からのスタート」であった。当然のことながら、研究指定の委託を受けることについて学校の管理職には強い不安や戸惑いもあっただろう。そのような中、県教委及び市町村教委と管内の学校との間で様々なやり取りがされる中、最終的に全国で 154 校が研究指定校として確定することになったと思われる。

また、研究指定校において、従来の教科指導等に関わる非常勤講師の対応は基本的に整っており、毎年スムーズに導入されてきている。しかし、SC という新たな非常勤職員の勤務形態について戸惑いがあったことは言うまでもない。

児童生徒の担任教師にとって、教育相談等の研修会や講座の場で講師として助言や指導を受けた臨床心理士が今度は自校の SC の立場となった場合、どのように対応すれば良いか、戸惑いや不安もあっただと思われる。そのあたりのことは、先に述べた学校側の声にも伺える。

②SCの戸惑いと不安

同様のことは、SC側にも言える。SCは当初から教師との距離感の取り方に戸惑いや不安を感じていた。

臨床心理士は、本来、医療や福祉及び司法等の領域の心理職や大学併設の相談室及び教育センター等の相談員として職務に従事していた。それゆえ、臨床心理士は、それらの諸施設や諸機関に来談した子どもや成人を対象に、心理面接を行ってきた。もちろん、来談者は全て日常生活場面で不適応状態に陥ったり、何らかの精神疾患に罹患したりした人たちとその家族が大半であった。相談の構造としては、相談室や面接室内での待ちのスタイルが基本であり、クライアントの職場や学校に直接介入することは少なかった。即ち、Caplanの枠組みで言えば、「二次予防」または「三次予防」の下で治療や支援が行われてきたことになる。

SCの場合はどうであろうか。確かに当面、問題や悩みを抱えていたり不登校状態に陥ったりした児童生徒の相談に応じるという面では二次予防、三次予防に充てる。しかし、SCにはもう一つ、「未然防止のための相談活用」も大切な内容として明記されている（一次予防）。ここに、これまでの臨床心理領域の臨床心理士に期待されていたものとは全く異なった役割が課せられることになった。もちろん、学校にすればこの一次予防と三次予防の考え方は当然のことであり、日頃の教育活動の場でも取り組まれてきたことであった。しかし、大半のSCにとっては、初めての体験であり、「未然防止のための相談活動」に戸惑いや違和感を抱いたことは言うまでもない。

SCにとってさらに戸惑うできごとは、先に紹介したC校のSCが示唆するように、守秘義務を厳守することを前提にした面接の実施と、児童生徒がSCに心を開いて語った相談内容を担任や管理職等にどこまで開示すべきかというジレンマが生じることである。このことについては、SCの職務内容ではどこにも触れられておらず、事業開始当時は、相談の概要のみを担当コーディネーターに口頭で伝えることが基本となっていた。もちろん、学校の相談室には面接時に使用するノートを置いてあり、当日のSCが記入した後は、鍵がかかる引き出しに保管し、次回に来校した別のSCがその記録に目を通すといった方法を導入する学校もあった。この相談記録と情報開示の問題は、外部よりSCを導入する場合、必ず起こりうるもので、今日的課題でもある。

③事業の拡大に伴う新たな課題

先に示した表1は、5年間に及ぶSCの配置校及び予算額及びSCの数及び学校臨床心理士が占める割合を示したものである。ここから読み取れることは、以下のことである。

- ・1995年を起点にして5年間で全国のSCの配置校が大幅に増え、予算規模も10倍以上に拡大した。
- ・岐阜県においては、初年度に比べ3倍近くの学校にSCが配置されたものの、その後は大幅な拡大はみられない。
- ・SCの人数についてみれば、1校に対して1、2名のSCが配置されたことになる。
- ・岐阜県においては配置されたSCの内、初回の配置事業以降の年度からは、数名の大学教員がSCとして配置されるようになった。

岐阜県の場合、本事業がスタートした当時、首都圏や大都市を有する県と違い、医療・福祉、その他の心理臨床領域で心理職として業務に当たっている心理職の数は多くても、臨床心理士の資格を有する者は50余名であった。事業の拡大に伴い、SCとして配置可能な人員数には当然のことながら不足することは最初から明らかであった。そのため、3年目にはやむなく大学の教員や福祉施設の臨床心理士に協力を要請して、SC候補者として県教委に名簿を提出することにした。その後、有資格者が年々増えつつあったが、全てのSCの人員を臨床心理士や大学教員で埋めることは困難となった。

他県でも同様に、臨床心理士の総数が20、30名という所もあり、全国連絡会議では、参加者の多くが事業の拡大を喜びながら、臨床心理士の人数不足のためSCの配置数を充足することが難しいということが指摘された。そこで当面、指定大学院の修士等、近い将来、臨床心理士の資格を取得可能な者を「準SC」として採択する方法が導入されることになった。それでも絶対数が不足する県では、他県の臨床心理士会の会員に声をかけたり、退職教員の中で相談業務や校長等、学校教育現場に明るい者をSCとして県教委が採択したりするという動きが始まった。岐阜県においても同様の動きはあった。さらに、県独自で「スクール相談員」を採用し、SCとは職内容を明確に区別し、支援業務に充てるようになった。

④全国連絡会議から見てきた課題

筆者は学校臨床心理士コーディネーターとして担当理事の丸井氏と一緒に当初から参加した。文部省の担当者の講話から始まり、ワーキンググループの代表者の説

明を伺うことで、本事業の趣旨、今後の事業の進展の方向性等の最新情報を知ることができた。また、47都道府県のコーディネーターから提出された報告書を入手し、ブロック毎に分かれて行っている情報交流会の場に臨み、様々な問題点や課題が山積していることを改めて実感した。以下はその一例である。

- ・ SC の活用調査研究委託事業が急速な勢いで進むことへの強い期待感と不安感が同時に存在する。
- ・ これまで臨床心理士の主な職域は、医療及び福祉領域及び大学の相談室や個人開業の相談室等に限定されていた。そこに、学校という新たな職域で SC として相談業務等に従事できるようになったことは、大学院で心理臨床の理論を専門的に学び、臨床心理実習を経験する若い人たちの新たな職域の開拓に繋がることになる。
- ・ 臨床心理士養成大学院ではまだまだ臨床心理学を礎とした講義や演習が主となり、学内の心理相談室での相談は、心理面接の基本的な構造の下で行われる。しかしながら、学校での SC の相談の枠組みは、どうであろうか。相談室の確保や環境整備が不十分な状態の学校が多く、チャイムや一般の児童生徒が活動する環境の中で果たして落ち着いて心理面接ができるのか。
- ・ 年次ごとに大幅な SC の予算的な採用枠が決められていく中で、それを満たせるだけの臨床心理士の確保をどうするか。大都市を有する県や都府は、その要請に十分応えることができる。しかし、多くの県では、臨床心理士の絶対数が不足しており、SC を充足することは困難であることが見えていた。
- ・ 年々、SC の配置数が急増していく兆しが見え始めた中で、近い将来、「SC の常勤化」が可能になるのではという期待感が高まった。しかし、臨床心理士の絶対数の不足や国庫補助の減額に伴い、各都道府県の事業への支出が大幅に増えるという現実があり、常勤化の実現はまだ先であるように思われた。

全国連絡会の場合でも幾度となく質疑や討論が繰り返され、当面の課題を解決してきた。しかし、文部省が次々と事業を拡大することに対して、SC として学校現場の最前線に立つ学校臨床心理士は勿論のこと各県の臨床心理士会の役員にとっても戸惑いや迷いが生じたのも事実であった。事業開始当初は、派遣された SC は皆、それぞれの臨床の職場において、多くのクライアントに接し、適切なアセスメントに基づいた見立てや支援に従事

してきた臨床心理士ばかりで構成されていた。しかしながら、わずか 50 余名の臨床心理士しか有しない県において、県内の中学校数が 200 校近くもあり、全ての中学校に SC を配置するといった文部省の事業拡大の構想にただただ驚きと溜息すら出る思いがした。

2. SC 活用調査研究の意義と今後の方向性

①新たな職域としての SC

筆者は、コーディネーターの立場で、県教委及び学校の担当者とのやりとりや、SC の生の声を聞く中で、SC 活用調査研究事業の拡大に伴う山積した課題を解決するために何が大切かを考えたことがあった。また、これまで通算、10 年以上 SC としていくつかの小中学校に務めたことがある。ただ、学校によって SC の活用の仕方に大きな違いがあることを常に実感している。特に SC が学校教育法施行規則の中で明確に規定されたことで、SC 事業が制度として確立したことを意味する。このことは、臨床心理士等、心の専門家の確固たる職域として定着したことになる。

学校は、本来、どのようなことがらも、一旦、制度として定着すれば、スムーズな流れでことを進めることは容易である。ただ、筆者が違和感を抱いたように、学校によっていかに SC の受け入れ方や活用の仕方に違いが生じてくるのか。果たして SC は有効な機能的活用をされているのか大いに疑問が残る。

②事業の趣旨、課題の明確と教職員の共通理解

筆者は、担当理事の丸井氏と共に事業開始から 5 年間の振り返り、「スクールカウンセラーの活用—学校のための手引き」という小冊子を作成した。その中で、当時の学校が抱えていた多くの課題を解決するための方略について述べた。ここで、その概要を紹介する。

先にも述べたが、SC 活用の真のねらいは、不登校や深刻ないじめ問題に直面する学校が、如何に心の専門家である SC を活用し、児童生徒の心の問題を解決するかということにあった。

このことを学校は十分理解し、SC はチーム学校の一員という考え方に立ち、共に歩むことが求められる。

方略 1 生徒指導及び教育相談に関わる現状や課題について SC とも情報を共有する。

方略 2 運営委員会や職員会で事業の趣旨を周知し、SC の積極的活用法を協議する。

具体例 4 月当初の職員会の場合で校長が SC の活用の趣旨及び校内コーディネーターの役割について説明し、教職員の理解と活用意欲を促す。

③機能する教育相談体制づくりに必要なこと

開発的な教育相談を推進するための SC の活用

生徒指導委員会や教育相談委員会等の組織に SC を明確に位置付け、SC を有効に活用するための基本方針及び活用計画を策定する。また、全校、学年及び学級において開発的な教育相談を意図した SC の活用を検討する。

大切な学内コーディネーターの役割

学内コーディネーターを基幹とした SC との定期的な懇談の場を設け、児童生徒の実情や当面の問題や課題について情報を共有する。以下は筆者が考える学内コーディネーターの役割である。

- ・ SC と一緒に年間の相談計画（研修含む）を立てる
- ・ 担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、管理職との連携を密にし、該当児童生徒に関する情報を収集する
- ・ 集団内守秘義務の原則に則り、SC との情報交流を継続的に行い、今後の対応を協議する
- ・ SC を交えた事例検討会を企画し、今後の対応について SC の助言を得る
- ・ 児童生徒や保護者の相談依頼の窓口となる
- ・ 児童生徒や保護者が気軽に SC と相談できるように、校内掲示をしたり、相談室だよりを定期的に出したりする
- ・ 相談室の確保や環境整備に努め、児童生徒や保護者が安心して相談できるようにする

学内コーディネーターは、教職員及び SC、該当児童生徒と保護者とを有機的につなぐ役割を担っており、コーディネーターがそれを意識しているか否かで、SC の活用のあり様が大きく違ってくる。SC と児童生徒との面接の実施や SC と保護者との面接をどのようにスムーズに進めるかについては、該当する児童生徒の担任による情報入手が前提となることは言うまでもない。もちろん、管理職や教務主任からの助言や指導の下で、SC 活用の年間計画を策定し、それが上手く運ぶように教職員や児童生徒及び保護者に伝えることも大切な役割といえる。

中学校及び高校は、教科担当制を取っており、担任以外の教師が学内コーディネーターを担当することが多い。しかし、小学校の場合は、学級担任制を取っており、多くの場合、担任が学内コーディネーターを兼ねることもある。このような体制では、SC との連絡調整がとても難しくなる。そのため、養護教諭が学内コーディネーターを務めることになる。ただ、大規模の小学校では、生徒指導主事や他の主任等が、担任を外れることも多く、学内コーディネーターを務めることが一般的と言えよう。

いずれにしても、コーディネーターが学校内で SC との連携を密にすることが、SC を有効に活用するために不可欠であることは言うまでもない。

校内教育相談研修会の充実

担任や他の教師が児童生徒理解や支援のためのスキルを高めることは、日常生活場面や教科指導場面で児童生徒に接する上で役立つことは言うまでもない。SC を講師として、日頃、担任や他の教師が児童生徒に接していて、特に気になる行動や発達障害等の疑いがある事例について、心の状態を理解したり、具体的な対応方法について学んだりする研修会を年間計画の中に位置づける。

ただ、近年、教職員の働き方改革が急速に進んできており、夏休み中にこのような研修会を行うこと自体、とても難しくなってきた。そのため、学期の途中で研修会を位置付け、開催することで、多くの教師が参加できるようにすることも必要である。それを企画するためには運営委員会を始め、教務主任や生徒指導主事等との連携・協力が不可欠となる。

なお、研修内容については、SC が主となって設定するより、教師から SC にテーマを提示する方が教師の研修意欲は高まることは言うまでもない。以下は筆者が受けた研修テーマの一例である。一般的な内容についてのテーマもあれば、児童生徒理解を深めたり、学級の人間関係づくりに活かしたりすることができるテーマもあり、多岐に渡っていることが分る。

- a. 不登校の理解と支援方法
 - ・ 不登校の一般的特性の理解
 - ・ 長期間不登校状態にある事例への対処
 - ・ 保護者の教育観により対応が難しい事例への介入方法
- b. 発達障害の理解と対応
 - ・ 発達障害の基本的な理解と対処方法
 - ・ 学級内で突然怒り出す事例の理解と対応
- c. エンカウンターの技法
 - ・ 目的と方法、配慮すること
- d. 児童生徒の心の理解
 - ・ 絵など作品から気づくこと
 - ・ 心のアンテナ
- e. アンガーマネジメント
 - ・ 怒りの意味と扱い方
- f. 保護者への対応の基本
 - ・ クレームの意味と意義、対応

ただ、一般的な理論及び技法の紹介や講義方式の研修形態では、教師と SC との間に大きな溝ができる。そのため、専門用語や専門的技法の使用を控え、平易なことばと簡便な方法やワークを多く取り入れたりするなど工夫が必要となる。

結びに

学校臨床心理士等からなる SC が 30 年の歳月を経て、制度として定着した今日、学校は、SC を活用しながら児童生徒の心の健康を巡る問題や予防も含めた開発的な相談体制を整えつつある。ただ、学校は一旦、制度や体制が整うようになると、そこに固執する傾向は根強い。

国を挙げて SC 事業を学校に導入しようとした目的は、外部から心の専門家を入れて、学校の生徒指導及び教育相談体制そのものを変革することにあった。筆者も含めて SC はチーム学校のスタッフの一員となったものの、果たして真に心理臨床の専門家としての機能的役割を果たしているのだろうか。

多くの学校は、年間計画に基づき、その日の児童生徒や保護者と SC との面接予定を組んでいる。学校に SC が出勤すれば、相談室で一定の時間枠の中で面接し、その概要を記録用紙に記入したり、勤務時間等の実績簿を担当者に提出したりすることが日課となる。

何故、その児童生徒や保護者が面談の該当者となったのか。家族構成やそれまで校内でどのような支援や指導が行われてきたのか。学級担任はどのようなことで悩んでいるのかといった、面接に入る以前に不可欠な個人情報を知らされることは少ないのではないか。

担任やコーディネーター（時には管理職）に SC が児童生徒や保護者との面接の概要を口頭や記録用紙を基に報告することで、その後の指導や支援に生かされるはずである。しかしながら、コーディネーターが担任を兼ねることが多い小学校や、1 日に多くの生徒の面接を割り当てなければならない中学校や高校の場合は、面接の概要の報告のみに留まらざるを得ない。また、1 日に 2 校に兼務する SC の場合、限られた時間枠（例：午前小学校 3 時間、午後中学校 3 時間）でコンサルテーションの場を設けることすら難しいのではないだろうか。

学校は、4 月当初に SC を機能的に活用するために、どのように児童生徒や保護者との面接を行うかについて SC と十分な協議をする必要がある。特に新たに SC が着任した場合はよりきめ細かな確認が必要である。

ここ 30 年間で、SC に期待される職務内容や役割は大きく変わってきており、SC にとって課題は山積していることは言うまでもない。特に臨床経験の浅い SC の場合、果たして学校のニーズに応えることができているだろうか。基本的な面接の技法は、大学院等で指導教員の下、習得してきたものの、不登校や発達障害の疑いのある児童生徒の見立てや支援の手だてについて専門的な知識

や技法を習得できているとは言い難い。ましてや、校内のケースカンファレンスの助言や指導、さらに、教育相談等に関する研修会の講師を依頼された場合、その役割を果たしているのだろうか。

岐阜県教育委員会は、2004 年度に各地区に心理臨床を専門とする大学教員や心理臨床経験の豊富な臨床心理士をスーパーバイザーとして配置するようになった。この制度を積極的に活用することで、SC としてのスキルアップにつながると言えよう。また、時間同じくして岐阜県臨床心理士会は、心理士会とは別の団体として「スクールカウンセラー研究会」（鈴木 壮 代表）を立ち上げた。この研究会では、SC の資質向上のための事例検討会と情報交流会を中心とした研修会を継続して開催してきた。外部講師を招いた講演や事例検討会には多くの SC や SC 以外の臨床心理士が参加し、実りのある会となってきた。また、各地区でも独自に研修会が開催され、事例検討会や情報交流会が積極的に行われるようになってきた（岐阜県スクールカウンセラー研究会, 2024）。

なお、SC 研究会は 2024 年度に岐阜県臨床心理士会・公認心理師協会傘下の学校臨床心理領域の SC 研修部に移行した。

このような研修会や研究会に積極的に参加して、資質の向上を図ることは、SC としての責務である。特に経験の浅い SC にとっては、地区内の他の SC と出会うことで、多くの助言や示唆を得るだけでなく、自分の担当事例についてグループスーパーヴィジョンを得る機会となる。

さらに、地震等による災害の発生や学校の児童生徒の重大ないじめ問題や自殺、教師の性犯罪等の不祥事の発生といった、緊急事態が生じた場合の SC の対応は、一般的な SC としての知識や心理臨床の技法とは全く異なることは言うまでもない。このような事案については、県及び市町村教育委員会の担当者や学校の管理職、時には弁護士等と事案の対処について緊急に協議し、対処しなければならない。そのため、これまではその領域に関する専門的知識や技法を有する複数の SC が学校に介入してきた。

同様の事案が多発する今日、より多くの SC が緊急事案に介入できるようにするため、岐阜県臨床心理士会・公認心理師協会として継続的に危機介入のための研修会を継続して行い、心理的状态に関する知識及び技法を習得することは喫緊の課題と言えよう。さらに SC が医師や弁護士、学校ソーシャルワーカー（SSW）等との連

携の在り方について研鑽を積むことで、多発する学校の緊急事案にチーム学校の一員としての役割を果たすことができるだろう。

引用文献

- 安藤万佑子・増井 透 (2021). 学校教育相談の変遷と教員の認識についての考察. 人間関係学研究, 第 19 号, 13-22.
- 藤掛永良 (1959). 登校をいやがる児童の治療経過, 厚生省編, 児童のケースワーク事例集 11 集, 70-76.
- 岐阜新聞社 (2004, 2,16). 「県スクールカウンセラー研究会」. 朝刊より.
- 金子 保 (1992). 登校拒否 (不登校) の理解と治療教育相談プログラム—担任と親でなおす登校拒否, 田研出版.
- 河合伊六 (1991). 登校拒否—再登校の指導, ナカニシヤ出版.
- 大塚義孝・滝口俊子—編 河合隼雄・大塚義孝・村山正治監修 (1998). 臨床心理士のスクールカウンセリング①その沿革とコーディネーター. 誠信書房.
- 教育資料庫 (2003). いじめ事件関連年表(1980—1989).
- 神保信一・君塚 齊 編 (1985). 小学校 登校拒否指導事例集. 教育出版.
- 栗原慎一(2002). 新しい学校教育相談の在り方と進め方—教育相談の役割と活動—. ほんの森出版.
- 丸井澄子・寺田道夫 (1997). 学校臨床心理士の 2 年目の活動について—岐阜県の動き—. 岐阜県臨床心理士会報 EMPATHY No.4, P.4-5.
- 丸井澄子・寺田道夫 (2000). 学校臨床心理士(スクールカウンセラー)—学校が活用するための手引き(2000年度版). 岐阜県臨床心理士会(非刊行).
- 文部省 (1980). 児童生徒の校内暴力及び非行の防止について.
- 文部省 (1985). 児童の生徒のいじめの問題に関する指導の充実について.
- 文部省中学校課内 生徒指導研究会 (1985). 登校拒否の指導・相談事例集. 第一法規.
- 文部省中学校課内 生徒指導研究会 (1988). 登校拒否の指導・相談事例集」. 第一法規.
- 文部省初等中等局 (1992). 学校不適応対策調査研究協力者会議報告 登校拒否 (不登校問題) について—児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して.
- 文部省初等中等局長決済 (1995). スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項.
- 文部省・文部科学省 (1995 - 2023). 学校基本調査速報・不登校,
- 文部省中学校課内生徒指導研究会 (1988). 登校拒否の指導・相談事例集.
- 文部科学省初等中等教育局 (2021). 令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
- 文部科学省初等中等局 (2022). 令和 2 年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究報告書.
- 文部科学省初等中等教育局 (2022). 令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査.
- 村山正治 (1997). II. スクールカウンセリング体制づくりと臨床心理士の役割を巡って. 学校臨床心理士の活動と展開, 1-19 学校臨床心理士ワーキンググループ.
- 長坂正文 (1998). 教師カウンセラーの立場から 1 氏原寛・村山正治編著 今なぜスクールカウンセラーなのか. 67-88, ミネルヴァ書房.
- 小倉正義 (2020). 常勤的スクールカウンセラーの成果と展望—徳島県における取り組みを振り返って—. 日本教育心理学会 第 62 回総会発表論文集, 316.
- 佐藤修策 (1959). 神経症的登校拒否行動の一ケース分析による. 岡山中央児童相談所紀要, 4, 1-15.
- 高木隆郎 (1959). 長欠児の精神医学的実態調査. 精神医学 1, 403.
- 高木隆郎 (1962). 学校恐怖症の問題点, 児童青年精神医と近接領域, 3:43.
- 高木隆郎 (1963). 学校恐怖症, 小児科診療, 26:433-438.
- 寺田道夫 (2018). 不登校の子どもの理解と支援—学校で今できることは何か. ナカニシヤ出版.
- 中日新聞 (2004). 子の心を手厚くケア—スクールカウンセラー県研究会が発足. 朝刊より.
- 氏原 寛・村山正治 編著 (1998). 今なぜスクールカウンセラーなのか. ミネルヴァ書房.
- 驚見たえ子・玉井収介・小林育子 (1960). 学校恐怖症の研究, 精神衛生研究, 8-27-56.

参考文献

- 岐阜県スクールカウンセラー研究会 (2004). 岐阜県スクールカウンセラー研究会会報 avec No.37. (最終号).
- 橋本幸晴 (1990). 研究の動向と指導への貢献度. 20. 第一法規.
- 稲村 博 (1994). 不登校の研究. 新曜社.
- Johnson, A. M., Falstein, E. I. and Szureck, S. A. (1941). School phobia. *American Journal of Orthopsychiatry* 11,702-711.
- 文部科学省 (2010・2011). 学校基本調査速報・不登校, 内外教育. 時事通信社.
- 文部科学省初等中等学校教育局児童生徒課 (2022). 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について.
- 小野 修 (1985). 親と教師が助ける登校拒否児の成長. 黎明書房.
- Patridge, J. M. (1939). Truancy *Journal of Mental Science* 85,45-81.
- 佐藤修策 (1968). 登校拒否児. 国土社.
- 佐藤修策 (1996). 登校拒否ノート—今、むかし、そしてこれから— 北大路出版.
- 神保信一 (1979). 登校拒否. 佐治守夫・神保信一編集.: 登校拒否. 現代のエスプリ(139), 5-20, 至文堂.
- Tambirajah, K. J., Grandison, K. J. and Hayes, L. (2008). *Understanding school refusal*. London and Philadelphia: Jessica Kingsley Publishers.
- 内山喜久雄・藤田 正・松村茂治 (1979). 登校拒否の行動療法的アプローチ—継時接近法の臨床的吟味—, : 登校拒否. 現代のエスプリ(139), 104-122, 至文堂.
- 吉村英雄 (1988). 登校拒否の経過モデル. 教育心理 P.30-35, 日本文化科学社.

Trends in School Counselor in Japan — Past, Present, and Future —

TERADA Michio

Abstract

In April 1995, school counselors were assigned to 154 public elementary, junior high, and high schools in each prefecture. Since then, the system has expanded and just been 30 years. As democratization progressed after the war, teachers have worked together to solve problems related to mental health of students, such as bullying, school refusal and delinquency and so on, under the student guidance and educational consultation system. However, why did Ministry of Education decide to assign school counselors to schools? In this Paper from the perspective of a school clinical psychologist coordinator at the Gifu Prefecture Clinical Psychologists Association, I will describe the background, purpose, initial results and problems for the needs solving.

Keywords : school counselor, utilization research, functional use